

改訂版

11月第1土曜日は



**新型コロナウイルス感染症対策
通常登校開始に伴うガイドライン
〈教職員 第2版〉**

**令和2年8月改訂
野田市教育委員会**

国内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められています。

学校において新型コロナウイルスの感染リスクをゼロにすることは、現段階で困難ではありますが、基本的な感染症対策を徹底し、感染及び感染拡大リスクを可能な限り軽減を目指し、「ウィズ・コロナ」を意識した具体的対策を練ることが重要となります。

これまで野田市においても「新型コロナウイルス感染症対策通常登校開始に伴うガイドライン」を6月に示し、ガイドラインに沿ったかたちで対応していただいております。

短縮された夏季休業を終え、本格的な通常登校が再開するに当たり、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～2020.8.6Ver3」や、県からの指針等を受け、総合的に判断しながら、このたび本ガイドラインを改定いたしました。

本ガイドラインは、一般的な立場での知見を記載したものですので、学校規模や児童生徒数など学校の実情に合わせて対応していただきますようお願いいたします。

最後に本マニュアルは8月7日時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな状況、情報、知見が得られた場合には随時見直すものであることを申し添えます。

野田市教育委員会
学校教育部

目 次

0 校内体制の整備	1ページ
1 学校生活全般での配慮	1～ 3ページ
(1) 欠席の取り扱い	
(2) 健康観察	
(3) 登下校	
(4) 中学校の制服	
(5) 学校内の換気	
(6) 手洗いやマスク	
(7) 「3密」の回避	
(8) トイレ	
(9) 消 毒	
2 一日の流れについて	4～ 8ページ
登校～下校 放課後	
学校図書館について	
3 部活動について	8～ 9ページ
(1) 対外試合について	
(2) 共通理解事項	
4 委員会活動等について	9ページ
(1) 委員会活動	
(2) 係活動	
5 心のケアについて	10ページ
(1) 組織的な支援体制	
(2) 相談窓口	
(3) 職場環境	

6 学校に登校できない児童生徒への対応・・・・・・・・・・ 10ページ

- (1) 欠席児童生徒の学びの保障
- (2) ひばり教育相談

7 教科年間指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11ページ

- (1) 年間指導計画に見直し
- (2) 年間の標準授業時数の考え方

8 新型コロナウイルス感染者が発生した場合・・・・・・・・・・ 12ページ

- (1) 児童生徒及び教職員、またはその家族が
PCR検査を受けた(受ける)場合
- (2) 児童生徒・教職員から濃厚接触者が発生した場合
- (3) 児童生徒・教職員から感染者が発生した場合

本文中の**太字部分**が今回改訂した部分になります。
必ず目を通し、校内で情報を共有しましょう。

○ 校内体制の整備 新規

学校長（園長）を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医、学校薬剤師等との連携を推進します。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、朝の検温（教職員を含む）、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒等の行動見守りなど、スクール・サポート・スタッフや学校支援地域本部による支援等、地域の協力を得ながら取り組む必要があります。

そこで、まず各学校（幼稚園）は、新型コロナウイルス感染症対策に当たる「校内対策本部」を設置し、学校全体で新型コロナウイルス感染症対策に取り組む体制を整備します。設置に当たっては、学校規模や職員構成に応じた対策本部を組織するものとし、以下の例を参考に実働的な対策本部となるよう努めます。

校内対策本部 例

全体指揮（校長）	渉外窓口（教頭）	教育課程変更等（教務主任）
学年指揮（学年主任）	健康観察等（養護教諭）	保健一般（保健主事）

1 学校生活全般での配慮

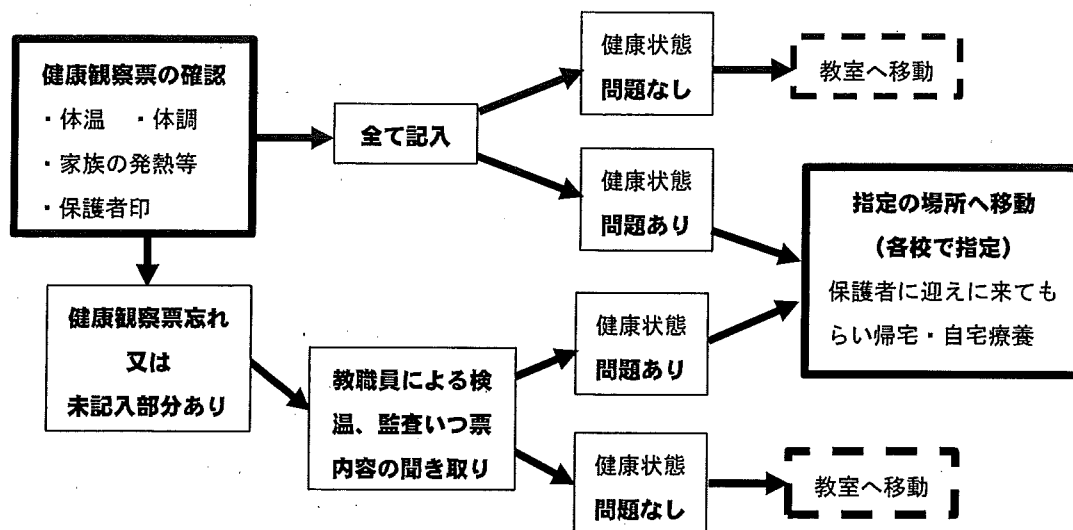
（1）欠席の取り扱い

- ① 発熱（熱の度合いにかかわらず）での欠席については「出席停止」として扱います。翌日、熱が下がっていれば登校を妨げる根拠がないため登校可能です。
尚、登校後の発熱を伴う早退についても「出席停止」として扱います。
- ② 頭痛や腹痛、体調不良など「発熱」が伴わない場合は「病欠」として扱います。
- ③ ただし、発熱がない体調不良の場合や元気な場合でも「コロナが心配で…」という保護者の申し出があった場合には「出席停止」として扱うことになります。
※ 保護者ではなく本人が「コロナが心配で…」といった場合には、一応改めて保護者に確認してください。
- ④ 病欠・出席停止等の判断が難しい場合には学校長の判断となります。

（2）健康観察

- ① 毎朝の健康観察は今後も続けます。自宅で検温し記入した「健康観察カード」を登校後、学級担任が集め確認します。
「健康観察カード」忘れ、記入漏れがあった児童生徒は、登校後教室に入る前に「非接触型体温計」により検温します。
- ② 「健康観察カード」の提出時、また学校で発熱や風邪症状等を訴える児童生徒がいた場合には、他の児童生徒との接触を避けるために別室などで待機させ、保護者に連絡を取り、迎えに来てもらいます。
- ③ 発熱や風邪症状でなくても、体調不良を訴える児童生徒がいれば、別室で待機させ、状況によっては保護者に連絡を取り、迎えに来てもらいます。

<健康観察の流れ>



(3) 登下校

- ① 安全に十分配慮すると共に、周囲の人との距離を保ち登校させます。
- ② 一斉に昇降口に集まり、密になることを避け、少しの時間でも登校・下校時間のタイミングをずらし、分散できるような配慮が必要です。
- ③ **夏季の気温・湿度・暑さ指数(WBGT)が高い中でのマスクの着用は熱中症リスクが高くなるため、屋外で人との距離が十分にある場合にはマスクを外すよう指導します。**

(4) 中学校の制服

中学生は、通常「制服」で登下校していますが、これについては各中学校で柔軟に対応してください。

(5) 学校内の換気

- ① 教室では常に換気します。エアコンを稼働している場合も換気は続けます。
 - ② 体育館や特別教室についても、使用している間は常に換気をします。
- ※ 換気のため校舎の出入り口等を開ける場合には、不審者侵入への対策を考えた上で校舎内全体の換気を行います。

(6) 手洗いやマスク

- ① 登校から下校までは、教職員、児童生徒ともに基本的にマスクを着用します。
- ② 気温や湿度の関係で、マスク着用で熱中症の危険がある場合には、無理してマスクの着用を続けさせず、水分補給を小まめに摂らせるとともに、マスクを外す指導をします。その際、密にならないように指導しましょう。

③ **一つ一つの活動前後に、石けんでの手洗いを徹底します。**

(登校後、外遊びの後、体育の授業後、給食前、給食後、清掃後、トイレ後など)

④ 小学校低学年へは、きちんと手洗いができるよう指導します。

※ 手洗い場(流し)の数により、手洗いに要する時間が長引き、次の活動に食い込むことも考えられますが、しっかりと手洗いを徹底させます。

尚、場合によっては予め時間の設定などで配慮することも必要です。

⑤ **手を拭くタオル、ハンカチ等は個人持ちとし、共用はしない、させないことが大切です。毎日清潔なタオルやハンカチを持ってくるよう指導します。**

(7) 「3密」の回避

① 登校から下校まで、また授業中ではもとより、教室の移動、休み時間など学校生活全体をとおして、子ども同士、教職員と子どもの距離を保つようにします。

② **児童生徒が一同に集まる活動については、「3密」を避け換気など基本的な感染予防策[※]を徹底し、集会や行事などは必要最低限の実施にとどめます。**

* 密集の目安(身体的距離は確保)として、人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを推奨しています。

③ **校外での活動については「3密」を避け、予め市教委と協議し、保護者の理解を得た上で感染症への予防対策を講じて実施します。**

(8) トイレ

① トイレは常に換気している状態にします。

② トイレが密にならないよう、トイレ前に待機場所の目印をつけるなど、一度に多くの児童生徒がトイレに集まり「密」にならないよう工夫するとともに、子どもたちにも密にならないよう指導します。

③ トイレ後の手洗いを徹底させます。

(9) 消毒

① **電気のスイッチ、水道の蛇口、手すり、ドアノブなどは、水拭き後一日に一回消毒します。次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使った消毒は児童生徒には行わせません。**

② 授業中、複数の子どもたちが、使い回して使用する教材・教具等については、原則として毎時間授業後に消毒します(最低でも一日に一回は消毒しましょう)。

③ **机・イスについては特別な消毒作業は必要ありませんが、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除をすることも考えられます。**

④ **トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。**

⑤ **器具・用具・清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒するのではなく、使用前後に手洗いを徹底させてください。**

※ 忘れ物などの貸し借りは基本的にさせません。指導の徹底をお願いします。

2 一日の流れについて

日課については学校ごとに異なりますが、一例として一日の流れに沿って配慮事項をまとめましたので参考にしてください。

	子どもたちへの指導の配慮	教職員自身の配慮
登 校	1 学校生活全般での配慮 (2) 健康観察 (3) 登下校 を参照のこと	
朝 の 会	<ul style="list-style-type: none"> ・「歌声」活動は基本的に控える。「机を班にしての話し合い」が必要なときはマスク着用の上、パーテーションを使い短時間で行う。 ・「健康観察」「一日の目標確認」「連絡」「先生の話(短め)」など最小限にとどめましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接子どもたちの顔を見て健康観察を心がける。 ・平時に戻るまでは、様々な観点で子どもたちに寄り添った指導を心がける。
授 業	<p>(1) 5教科について</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教室内では教師、児童生徒共にマスクを着用します。</p> <p>① 国語・算数・数学・理科・社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等に共通して「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループ学習等」は短時間でパーテーションを活用する。また「一斉に大きな声で話すような活動」は控える。 ＊グループ活動を行う際には「書く」をベースに行うなどの工夫をする。 例：付箋や、ノート、ホワイトボード、タブレット等のICT機器も積極的に活用する。 など ・実験器具、地球儀などの道具を使用する場合は、消毒や手洗い等の時間を設定する。生徒間で不必要に使い回しをしない。 ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」は控える。 <p>② 英語・外国語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語の発音など、教師の口元が見えた方が良い場合には、マスクではなく、フェイスシールドを使用する。 ・近距離での対面式となる英会話レッスンは控える。 	

	子どもたちへの指導の配慮	教職員自身の配慮
授業	<p>(2) 技能教科について</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指導計画を見直し可能な単元から実施するなど工夫します。</p> <p>①音楽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歌唱（合唱）やリコーダー、鍵盤ハーモニカ等を使用する学習については、可能な限り感染及び拡大リスクを低減させ、なるべく個人の活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を開けて活動する。また近距離や向かい合って発声する活動は現段階では、まだ実施しない。 <p>②技術・家庭科・図工・美術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」は実施しない。 ・「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」は控える。 <p>③体育・保健体育（マスク着用の必要はありません）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力が落ちており、個人差が広がっていることを考慮する。 ・見学をする児童生徒はマスクを着用します。また見学者同士も「密」を避け、日陰など熱中症予防へも配慮する。 ・体育の授業では熱中症事故の防止に留意しつつ、可能な限り屋外で実施する。体育館を使用する場合は「密」避けるとともに、大型扇風機の活用等、換気の徹底を行う。 ・準備運動では、かけ声なしで走ったり、体操の際には、前後左右の間隔を十分にとり、また二人組等の柔軟・補強的運動も避け、一人のできるような準備運動を行う。 ・道具や器具を使用する場合においては、手洗い等の時間を設定する。 ・身体接触を伴う活動は行わず、児童・生徒の体力や健康状況を考慮し、基本的な技能や体カトレーニングを中心に行う。 ・児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、<u>当面の間</u>（注）実施せず、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫を行う。 ・軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、N95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導する。 ・授業後の移動や手洗いで、昇降口や手洗い場が「密」になることも考え、時間にゆとりを持って授業を行う。 	

	子どもたちへの指導の配慮	教職員自身の配慮
授業	<p>(3) 特別支援教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常学級、特別支援教育ともに同様の考え方で授業を進めます。支援員もマスク着用はもちろん、支援する立ち位置、及び時間に配慮する。 <p>(4) T2や支援員等の先生方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクを着用し、立ち位置を考慮し個別支援にあたる。 	
休み時間 (業間休み)	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレや手洗い、水分補給を小まめに行わせる。 ・次の時間の準備をする習慣を身につけさせる。 ・体育や特別教室などへの移動についても「密」を避けるよう注意させる。 ・業間休みの集団での活動は最小限とし、どうしても集団で活動を行う場合には児童の健康状態などを考慮し、<u>基本的な感染予防策</u>を徹底した上で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン稼働時でも、休み時間にはしっかり窓・ドア全開で換気を行う。 ・前の時間に使い回した教材教具等を消毒し次時に備える。 ・子どもたちのストレスがたまっていることを想定し、教室の様子、廊下での様子など、教職員チームとして見守る体制づくりをする。 ・次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する際は直接子どもたちが行うことのないよう注意する。
給食	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳前の手洗いを徹底する。 ・当番は着回しせず同じ白衣を着用する。 ・給食当番は衛生チェックリストに正しく記入する。 子どもたちへの指導の配慮 ・配膳台はアルコール消毒する。 ・配膳が終わるまで静かに待つ。 ・「いただきます」のあいさつをしてからマスクを外し各自でマスクを保管する。 ・机は列のまま、静かに食べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いなどは「給食当番」を優先し効率的な配膳へ配慮する。 ・配膳の手伝いをする際は、教職員もエプロン等を着ける。 ・衛生チェックリストに目を通し教職員自身の配慮健康状態を確認した上で当番に当たらせる。 ・マスクを外す指示や、保管の指示をしておく。 ・私語をせず静かに食事を摂るよう指導する。 ・一度盛りつけた物は戻さない。

	子どもたちへの指導の配慮	教職員自身の配慮
給食	<ul style="list-style-type: none"> ・各自でおかわりをする場合はマスクを着用しておかわりする。 ・「ごちそうさま」の後、マスクを着用し、片付けて手洗いをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おかわり」についてルールを決めておく。 ・片付け後の手洗いも習慣化するように指導する。
昼休み	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の後片付けを確実に行う。 ・「歯みがき」や「手洗い」で水道が混み合うことが予想されるが、水道付近が密にならないように順番で使うようにする。 ・外遊びはルールに従い遊ぶ。 ・外で遊んだ場合は、特に丁寧な手洗いが必要なため、時間いっぱいではなく、早めに切り上げ教室に戻る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みが一番心配な時間だという意識を共有しておく。 ・歯みがきや手洗いなどで、水道が混み合うため、施設設備、子どもの実態を考え、外で遊ぶかどうかは、各学校で考える。 ・外で遊ぶ場合は、密を避けること、終了後の手洗いを徹底すること、教職員で見守りの体制づくりをしておく。
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃時もマスクは着用する。 ・各学校の決めた清掃計画、清掃の形態にそって清掃する。 ・基本的に清掃計画で割り振った清掃分担場所を清掃する。トイレについても8月24日より児童生徒による清掃を可とする。 ・トイレだけではなく各清掃場所ともに換気を十分に行った上で清掃する。 ・清掃後には手洗いを徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒がトイレ清掃を実施する場合は、マスク・手袋を着用させ、清掃の手順等を指導しながら手際よく清掃できるよう配慮する。 *R2.7.3付 野教学398号参照 ・清掃後の手洗いを徹底させる。そのため、次の活動へ食い込んでしまうことも想定しておく。時間もそうですが、丁寧な手洗いを優先する。
帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> ・「歌声」活動は基本的に控える。ただし基本的な感染予防策がとれるようであれば実施しても構わない。「机を班にしての話し合い」は、マスク着用の上、机パーテーションを活用し短時間で行う。尚可能な範囲で机の間隔を開ける。 ・連絡帳の記入や教科連絡の記入を確実にを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・忘れ物をさせないよう連絡帳への記入、教科連絡の記入の時間をしっかりと確保し徹底する。 ・下校が一斉に重なると、廊下や昇降口が「密」になってしまうことから、学年や学級単位で、少しの時間でも移動を分散できるように配慮が必要です。

	子どもたちへの指導の配慮	教職員自身の配慮
下 校	1 学校生活全般での配慮	(3) 登下校 を参照
放 課 後	・部活動以外の、委員会活動や係活動など、放課後子どもたちを残すような活動については、できるだけ最小限にとどめる。	・放課後の活動等については最小限にとどめ、実施する場合は、「3密」を回避した短時間での実施に努める。

※ 学校図書館（図書室）の開館につきましては、開設時期、開設時間など各学校で判断してください。

※ 利用の前には、「必ず念入りな手洗いをする」というルールを徹底しましょう。
また、教職員や子どもが貸出等で校外へ持ち出した本は、すぐに元の場所に返却せず、72時間は手の触れない場所で保管してから、基の書棚に戻しましょう。

※ 実際の学校図書館（図書室）の運営につきましては、司書、図書ボランティア、地域教育コーディネーター等と相談の上、開館していきましょう。

3 部活動について

(1) 対外試合について

千葉県教育委員会は県立学校に対して、部活動の対外試合（練習試合・公式試合）の再開時期を8月1日とする方向性を示しました。これにあわせて部活動の対外試合（練習試合等）の再開目安を8月1日とします。

※ 8月22日より、市を越えての移動も可とするが、市内、及び近隣市の感染状況等を見ながら、冷静な判断の下、また基本的な感染予防策を行った上で実施する。参加については、市内、市外ともに必ず保護者の確認を受けた上で実施する。

(2) 共通理解事項

- ① 「野田市部活動ガイドライン」の範囲内での活動とします。
- ② 市の内外を問わず、宿泊を伴う活動は、当面の間実施しません。
- ③ 活動への参加については保護者の理解を得た上で、決して無理をさせません。
- ④ 基本的な感染予防策の徹底をしましょう。
 - ・手洗いや咳エチケットなど基本的な感染予防策を徹底するよう指導してください。
 - ・水分補給のルールなどを守り、自分の飲み物は自分で準備し、いわゆる回し飲みは絶対にさせません。

- ⑤ マスク着用については以下の点を留意してください。
- ・運動を伴う活動では、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症のリスクがあるため、マスクを着用する必要はありませんが、特に児童生徒の間隔を十分に確保しましょう。
 - ・軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定しませんが、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導しましょう。
 - ・児童生徒に呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外させ、他の児童生徒との距離を2m以上確保し、風通しの良い日陰等で休憩するよう指導しましょう。
- ⑥ **使用した教室等の清掃、使用した用具や器具の消毒**
多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や複数で使用する用具・器具は、活動後に一日一回消毒してください。
- ※ **ボール等消毒できない用具を使用する際は、使用後のこまめな手洗いの徹底を指導します。**
- ⑦ **活動場所の換気**
 基本的に感染リスクが少ない屋外での活動を推奨しますが、やむを得ず校舎内や体育館で活動する場合には、感染リスクを少しでも軽減させるため、窓や出入り口を開け放した状態で活動するようにしましょう。（卓球・バドミントンを含む）
- ⑧ ミーティングなど、密につながる活動は控え、連絡事項はプリントなどを活用しましょう。
- ⑨ 基本的な技能や体カトレーニングを主な活動内容とし、身体接触を伴う活動、部活動特有のかけ声等、飛沫感染のおそれのある活動は控えましょう。
- ⑩ **走る・歩く運動を実施する場合は、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、並走、斜め後方で走るなどの工夫をしましょう。**
- ⑪ 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が「密」状態とならないよう工夫しましょう。
- ⑫ 部活動で使用した活動場所や部室、使い回しをする道具などは部活動ごとに消毒しましょう。

4 委員会活動等について **新規**

(1) 委員会活動

可能な範囲で、委員会活動を再開し、児童生徒の自治力向上を目指しましょう。ただし、委員会の集まりなどは「3密」にならないよう配慮し、場合によってはオンラインでの会議も試してみましょう。

(2) 係活動

委員会活動同様に、係活動を通して学級の力を向上させていきましょう。

5 心のケア等

(1) 組織的な支援体制

新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等が起こらないよう、児童生徒を多くの目で、日常的に観察しましょう。児童生徒のストレス等、必要に応じて学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等による組織的な支援体制を整えましょう。

※ **市教委はスクールサポートカウンセラー等の派遣を考えています。**

(2) 相談窓口

児童生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由とした、いじめや偏見等に悩んでいる場合の相談窓口として

「24時間こどもSOSダイヤル 0120-0-78310」等を周知しましょう。

(3) 職場環境

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う、心配事や不安なことを相談できる同僚、管理職など職場環境を整えましょう。また、教職員については休みを取りやすい職場環境を整えましょう。急遽出勤できなくなることを想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行っておき、教職員が出勤できなくなった場合について考えておきましょう。

6 学校に登校できない児童生徒への対応

(1) 欠席児童生徒の学びの保障

通常登校が再開しても、新型コロナウイルス感染症が心配で登校できない児童生徒、医療的ケアを必要とする児童生徒、基礎疾患等があり登校できない児童生徒、また心に何らかのストレスを抱えており登校できない子どもたちに対して、取り残すことなく「学びの保障」という観点から、これまでのような課題を課すと同時に、ICTを活用したオンラインでの個別支援も行いましょう。

(2) ひばり教育相談

現在、「ひばり教育相談」は予め電話で予約していただいた上で、対面相談を実施しています。また適応指導教室についても再開しており、特に月・水・金の午後はオンライン学習を始めています。

コロナウイルスが心配で登校できないなど困っている子どもの保護者には積極的に紹介しましょう。

＜ ひばり教育相談 TEL 04-7125-8088 ＞

7 教科年間指導計画について

(1) 年間指導計画の見直し

- ① 単元ごとの授業時数を見直し、縮減できるところは縮減し作成します。
ただし、学習指導要領をもとに計画した単元（内容）は今年度中に実施します。
実施できない場合には、未修となり、次年度への積み残しとなってしまいます。

※ 水泳については今年度実施しませんが…（学習指導要領によると）

小学校「適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については必ず取り上げること」となっている。

中学校「 // 取り扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げること、また保健分野の応急手当との関連を図ること」となっています。

※ 今年度「水泳」の授業は実施できませんが、それぞれの学校で、上記の内容を指導することをお願いします。

- ② 音楽の歌唱、保健体育の武道、家庭科の調理実習など当面の間、実施できない単元や内容については、実施可能な単元や内容と実施時期を入れ替えたものに修正します。
- ③ ICTの活用により、課題というかたちでの学習が可能な単元・内容もありますので、それぞれ工夫しましょう。
- ④ **今後、再度休校になることも想定し、ICTを活用したオンライン授業の実施に向けた準備もしておきましょう。**

(2) 年間の標準授業時数の考え方

「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における臨時休業に伴う教育課程に関するQ&A」 2月28日時点

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合において、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされない。

これは「時数はともかく、内容はしっかりと指導しなくてはならない」という意味で捉えます。市内の先生方の共通理解事項として認識しておきましょう。

8 新型コロナウイルス感染者が発生した場合

(1) 児童生徒及び教職員、またはその家族が PCR 検査を受けた（受ける）場合

① 学校への連絡

児童生徒及び教職員、またはその家族が、特に濃厚接触者でないのに PCR 検査を受けた場合・受ける場合は、速やかに学校へ連絡してもらい、その旨を市教委にも一報を入れその後の対応を相談します。

尚、児童生徒、教職員本人が対象の場合は、結果が出るまで自宅で待機させ、結果が分かり次第学校へ報告させ、市教委へも管理職より報告していただきます。検査を受けるのが、家族である場合には、保護者の判断により登校を「する」「見合わせる」を判断してもらいます。

※ 「誰が」「なぜ」「いつ」検査を受け、「いつ」結果が出るのかを確認してください。

(2) 児童生徒・教職員から濃厚接触者が発生した場合

① 学校等への連絡

感染が判明した時点で保健所は濃厚接触者の特定作業に入ります。濃厚接触者だと特定されれば、保健所より家庭及び教職員本人に連絡が入り、それを受けて、児童生徒（保護者）または教職員（本人）より学校へ連絡が入ります。

② 市教委との連携

学校に保護者や教職員本人より「保健所より濃厚接触者だと特定された」と一報が入りましたら、市教委にも一報を入れ、その後の対応を相談します。

※ 予め保健所より、家庭に連絡があった場合には、必ず学校に連絡を入れてもらうよう周知徹底しておきましょう。（学校・市教委は他に知る手段はありません）

(3) 児童生徒・教職員から感染者が発生した場合

① 学校等への連絡

児童生徒、教職員の感染が判明した場合には医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられると同時に、医療機関より保健所にも届け出がなされます。学校には保護者や教職員本人から感染が判明した旨の連絡が入るはずですが。

② 保健所への協力

感染者本人の行動履歴等のヒアリングは保健所が行いますが、濃厚接触者の特定のために、保健所より情報提供を求められることがあります。その際にご協力をお願いします。

③ 臨時休業等の判断

保護者や教職員本人から感染が判明したという趣旨の連絡が入りましたら、市教委へ一報を入れてください。当該校、近隣校に対して臨時休業等の対応について指示をします。

※「当面の間」^(注)について

本文中に「当面の間」^(注)という語句が出てまいります。

現時点では、具体的日時を設けることは困難な状況にあります。また、同じ場面であっても、学級や部活動の人数、施設・設備等の条件は学校ごとに異なります。それぞれの場面で、「当面」が過ぎ、次のステップ等に進む場合には、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、各学校で市教委や学校医と相談しながら実施してください。

※「基本的な感染予防策」^(注)について

本文中に「基本的な感染予防策」^(注)という語句が出てまいります。本ガイドラインでいう「基本的な感染予防策」とは下記の5項目の予防策をまとめた語句になります。

- マスクの着用
- 大きな声での会話や発声
- 3蜜の回避
- (活動前後の) 石鹸による手洗いの徹底
- 十分な換気

参考文書

- 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）
- 令和2年4月21日 文科初第154号「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（通知）
- 令和2年5月21日 千葉県教育振興部学校安全保健課 事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施における教育活動の実施等に関するQ&A」
- 令和2年5月21日 スポーツ庁政策課学校体育室 事務連絡 「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.6.16Ver.2）
- 令和2年5月15日 文部科学省初等中等教育局長 通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性について」
- 令和2年5月26日 公益社団法人日本図書館協会 「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- 令和2年6月1日 千葉県教育委員会教育長 「新型コロナウイルスから体育・スポーツを安全に再開するためのガイドライン」
- 令和2年6月4日 学校における消毒の方法等について
- 令和2年6月5日 文部科学省初等中等教育局教育課程課長 通知 「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について」
- 令和2年6月26日 「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」
- 令和2年8月6日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 通知 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～